年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 9件

長崎国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月及び同年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和57年3月

② 昭和57年10月から59年3月まで

私は、20歳の頃、A市役所から国民年金加入勧奨のはがきが送られてきたので、A市役所の国民年金課で加入手続をした。加入手続をしたときに、「昭和57年3月分は、前年度分になる。」と言われ、手書きの納付書を作成してもらい、A市役所内の銀行で納付した。

その後は、A市B町の国民年金保険料納付組合に、毎月、私と父親の 国民年金保険料を納付していた。

当時の領収書等は残っていないが、申立期間に国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月と短期間であり、申立期間②も 18 か月と比較的短期間である上、申立期間については、一緒に納付していたとする申立人の父親の国民年金保険料は付加保険料を含め納付済みとなっている。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び納付方法の記憶は鮮明かつ具体的であり、申立人は「A市役所で加入手続をした際に、手書きの過年度納付書を作成してもらい、A市役所内の銀行で納付した。」としているところ、A市は、「申立期間当時、社会保険事務所(当時)が交付した過年度の国民年金保険料を納付するための納付書(手書き用)を窓口に置き、被保険者から過年度の国民年金保険料の納付の申出があれば発行していた。」としている上、申立人が国民年金保険料を納付し

たとする銀行も、「A市役所出張所は、昭和 57 年から 59 年頃にかけて、 国に納付する国民年金保険料(国庫金)の収納を行っていた。」としていることから、申立内容には信憑性が認められる。

申立期間②について、申立人は「A市B町の国民年金保険料納付組合の集金で、毎月納付していた。」としているところ、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親の国民年金被保険者名簿には、「B町納付組合」のゴム印が押されていることから、申立人が申立期間当時に住んでいたA市B町には国民年金保険料納付組合が存在したものと推認できる。

また、A市の他町で国民年金保険料納付組合の集金を担当していたとする自治会の役員によれば、「納付組合の組合員の国民年金保険料納付書は、毎月、市役所から納付組合に送られ、集金担当者が組合員の国民年金保険料を集金し、納付組合の出納責任者が金融機関に、各組合員の納付書を添えて納付していた。他の町内の国民年金保険料納付組合の集金・納付状況も変わりなかったのではないか。」としていることから、申立人の申立内容とも一致している上、申立人とその父親の平成元年4月から2年10月までの国民年金保険料の納付日が一致していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付組合で、申立人の父親の国民年金保険料と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除 く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認め られる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から平成元年4月1日まで 私は、昭和29年から平成元年10月までA社(現在は、B社)に勤務 していたが、ねんきん定期便で厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確 認したところ、申立期間における標準報酬月額が、私が所持しているA 社からの昇給通知により確認できる給与額及び保険料控除額に基づく標 準報酬月額より低い額となっていることが分かった。

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の昭和 62 年4月1日付けの辞令により、申立人は当該日付けで昇任したことが確認できるところ、同年4月1日付けの昇給通知には、申立人が主張する報酬月額、及び標準報酬月額の個人負担分に相当する厚生年金保険料の控除額が記載されている上、申立期間当時、A社において厚生年金保険、船員保険及び給与計算事務を担当していた者は、「昭和 61 年頃に申立人と同じ職に昇任した2人も時期は少し違うが、申立人と同じ標準報酬月額で届出を行っており、申立人も同様の届出をして給与から保険料を控除していたと思う。」としているほか、当該標準報酬月額は、オンライン記録上、既に確認されている平成元年4月1

日から退職時の同年10月26日までの標準報酬月額と同額であることを踏まえると、申立人は、昭和62年4月1日に昇任した際に昇給し、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人 が所持している昇給通知により 41 万円とすることが必要である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①は25万2,000円、申立期間②は25万3,000円、申立期間③及び④は27万4,000円、申立期間⑤及び⑥は28万2,000円、申立期間⑦及び⑧は28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月28日

- ② 平成16年12月25日
- ③ 平成17年7月28日
- ④ 平成17年12月22日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成19年7月31日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 26 日

私は、申立期間において、A社(平成 18 年4月にB社に名称変更) から支給された各賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにも かかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該標準賞与額の記録が 無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについ

て申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、B社から提出された平成 15 年 7 月分、16 年 12 月分の申立人に係る賞与支払明細書(事業所控え)及び 17 年から 19 年までの賃金台帳の写しから、申立期間①は 25 万2,000 円、申立期間②は 25 万3,000 円、申立期間③及び④は 27 万4,000円、申立期間⑤及び⑥は 28 万2,000円、申立期間⑦及び⑧は 28 万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月30日

申立期間においてA社から支給された賞与から、厚生年金保険料が 控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が 無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賃金台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、22 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 12 年7月1日から同年8月1日までの期間及び 15 年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、12 年7月の標準報酬月額に係る記録を 24 万円、15 年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額に係る記録を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から17年2月13日まで 私は、平成5年9月から17年2月中旬までA社に勤務していたが、 「ねんきん定期便」を見て、申立期間については、標準報酬月額が実際 に受け取っていた給与額や保険料控除額に見合う額よりも低くなってい ることが分かった。

現在、給与明細書は所持していないが、当時、給与明細書に記載されていた厚生年金保険料は退職するまで変わらなかった。

申立期間における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく 標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内である ことから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂 正の適否を判断することとなる。

また、i) A社から提出された申立期間に係る内容の異なる複数の賃金台帳のうち、A社が実際の給与支払内容を記載していたとする台帳(以下「実際の賃金台帳」という。)における申立人の申立期間に係る給与支給額(所得税の課税対象額。通勤手当を除く。)及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の所得税の源泉徴収に関する資料(申立人の平成12年から17年までの各年に係る給与支払報告書(個人別明細書))における「支払金額」及び「社会保険料等の金額」と一致していること、ii)A社から提出された全従業員の各月ごとの賃金を整理した賃金台帳によると、各月の全従業員分の給与支給額(通勤手当を除く。)及び社会保険料控除額の合計額は、A社の総勘定元帳(勘定科目は給料手当及び法定福利費)に記載されている各月のそれぞれの額と一致しているところ、当該賃金台帳により確認できる中立人の申立期間に係る各月の給与支給額及び社会保険料控除額が、前述の実際の賃金台帳により確認できるそれぞれの額と一致していることから、実際の賃金台帳は、申立人の申立期間に係る実際の給与支払内容が記載されたものと推認される。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年7月1日から同年8月1日までの期間及び 15 年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12年7月は24万円、15年4月から同年7月までの期間は18万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された申立人の平成 12 年 7 月に行われた標準報酬月額の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び14年10月に行われた標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、A社は、申立人の 12 年 4 月から同年 6 月までの期間の各月の報酬月額を 14 万 4,000 円、14 年 5 月から同年 7 月までの期間の各月の報酬月額を 14 万 4,600 円として届出を行っていることが確認できるところ、A社は、実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月1日から15年4月1日までの期間及び同年8月1日から17年2月13日までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された当該期間に係る実際の賃金台帳に記載されてい

る厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致又は低くなっていることが確認できるところ、A社の経理担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続を行い、当該月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる給料支払明細書を交付していた。」としている上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 12 年8月1日から 15 年4月1日までの期間及び同年8月1日から 17 年2月 13 日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月及び同年8月

私は、平成8年6月末にそれまで勤めていた会社を退職し、同年7月 にA社会保険事務所(当時)に行き、国民年金の加入手続を行い、国民 年金保険料をA社会保険事務所で前納した。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年7月に、国民年金加入手続をした。」としているが、 申立人が所持している年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無い上、 オンライン記録上、申立人の国民年金の加入記録は基礎年金記号番号(平 成9年1月制度発足)により管理されているが、当該基礎年金記号番号は、 申立人が平成6年4月1日に厚生年金保険被保険者となった際に払い出さ れた厚生年金保険被保険者の記号番号となっているほか、申立期間当時、 別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間に係る国民年金の加入手続はA社会保険事務所において行った。」としているが、申立期間当時における国民年金の加入手続は市町村において実施されているとともに、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「A年金事務所からの回答によれば、申立期間当時、A社会保険事務所は国民年金の加入手続に係る事務は行っていなかった。」としている上、申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者記録を見ても申立期間は未加入期間となっており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「平成8年7月に、預金から引き出して、年度末までの国民年金保険料を前納した。2か月後に就職したので保険料が戻ってきた。」としているが、申立人の取引金融機関の普通預金口座の取引履歴には、平成8年7月から同年9月までの間に、前納相当額の支払額は確認できず、また、同年7月から9年3月までの間に、還付相当額の振込入金がなされた記録も確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年 金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、昭和 37 年 9 月に実家のある A 市に戻った後、時期は明確でないが、A 市役所の職員から国民年金の加入を勧められ、国民年金加入手続を行った。

加入時から現在まで、国民年金手帳を交付されたことはないが、代わりに領収手帳のようなものを交付された。また、国民年金保険料については、毎月、A市役所窓口で当該手帳に現金を添えて納付し、当該手帳に領収印を押してもらっていた。

満60歳になる前にA市役所で、満65歳からの年金受給開始を希望した際、職員により当該領収手帳を破棄されたが、これまで全ての期間について間違いなく納付しているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和41年9月5日に払い出されていることから、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、遡って国民年金保険料を納付した記憶も無いとしている。

また、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、60歳以降も国民年金に任意加入し、満額の年金の受給権を得ることができる平成5年3月まで国民年金保険料を納付していることから、任意加入の手続を相談した際に、既

に申立期間が未納であることを承知していたとも考えられる。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年10月1日から53年7月11日まで 私は、昭和48年10月1日にA社(現在は、B社)に入社した。私の 入社当時の給与の手取り額は12万円で、その後、順調に昇給し、退社 時は27万円から30万円くらいになった。しかし、私の厚生年金保険の 記録によると、申立期間における標準報酬月額が、私が記憶している給 与額よりもかなり低い額となっていることが分かった。

当時は、時間外勤務や深夜勤務等は無く、社会保険事務所(当時)が、 届出書に記載された報酬月額をコンピューターに入力するときに誤った 数字を入力してしまったのではないかと思う。

届出書等を確認し、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた 給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社(オンライン記録では、C社)に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が6万8,000円、被保険者資格喪失日の標準報酬月額が16万円とされているところ、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の同資格取得時の標準報酬月額は6万8,000円、退職時の標準報酬月額は16万円と記載されていることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の同資格取得時及び同資格喪失時の標準報酬月額とも一致している。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額と、申立人と同日(昭和

48 年 10 月 1 日)にA社に係る被保険者資格を取得した者のうち、同資格取得時の標準報酬月額が申立人と同じ額となっている複数の者の標準報酬月額とを比較しても、申立人の標準報酬月額のみが特に低い額とはなっていない上、当該複数の者のうち、事情を聴取することができた4人は、いずれも「申立期間当時、支給されていた給与額は覚えていない。」としているなど、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額についての回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月5日から42年12月31日まで

② 昭和43年1月7日から同年6月30日まで

③ 平成元年10月1日から2年6月11日まで

申立期間①については、A社に勤務しており、毎年4月に定期昇給していたが、標準報酬月額が、私が記憶している給与額よりも低額となっている。

申立期間②については、B県に所在していたC社に勤務していたが、 私はD県で採用されたので、地元で採用された同じ職種の者よりも高い 約8万円の給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額は半額 程度となっている。

申立期間③については、E社に勤務していたが、所持している源泉徴収票により当時の給与は約 20 万円であったことが確認できるのに、標準報酬月額は17万円となっている。

申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①における申立人の標準報酬月額と、申立期間①及びその前後の期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同じ年代で、かつ、申立人と同じ昭和 38 年に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者の標準報酬月額を比較しても、申立人のみが特に低額であるという状況はうかがえない上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が

行われた形跡は見当たらない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間①における申立人の報酬月額が、申立人が主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立期間②における申立人の標準報酬月額と、 申立期間②及びその前後の期間においてC社に係る被保険者記録が確認で きる者のうち、申立人が、申立人と同じD県で採用され、同じ時期に勤務 していたとする同僚二人の標準報酬月額は同額であることから、申立人の みが特に低額であるという状況はうかがえない上、C社に係る申立人の被 保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、 不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、 事業主の妻で申立期間②当時の役員であった者は、「事業のことは何も分からない。」としているほか、申立期間②において、C社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間②における申立人の報酬月額が、申立人が主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、E社は、「当時の資料が無く、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としているところ、申立人から提出されたE社に係る平成2年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び支払金額に基づく雇用保険料の合計額とおおむね一致している上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年11月20日まで

私は、申立期間において、A社の代表取締役を務めていたが、平成20年12月、社会保険事務所(当時)の職員から、「申立期間の標準報酬月額が、平成10年4月9日付けで、41万円から9万8,000円に引き下げられている。」との説明を受けた。

ねんきん定期便を見て改めて当該事実が確認できたが、私は、標準報酬月額の遡及訂正の手続を行った覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を引き下げられる前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成9年11月20日)の後の平成10年4月9日付けで、申立人の8年6月から9年10月までの標準報酬月額が41万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本及び申立人の主張によると、申立人は、申立期間を含め遡及訂正された平成 10 年4月9日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料は、銀行口座からの引き落としにより毎月納付していた。」としているが、申立人がA社に係る保険料を引き落としていた口座があったとする金融機関から提出されたA社に係る当座預金の取引明細に関する資料によると、平成8年5月31日に同年4月分と考えられる社会保険料の振替が行われて以降、口座からの保険料の振替は確認できない上、取扱日が9年10月3日の欄の備考欄には、社会保険事務所の差押えがあった旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、「当時の社会保険事務担当者はパートの女性事務員であるが、当該遡及訂正に係る届出の指示をした覚えは無く、私自身も行っていない。」としているものの、「社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から督促を受けたことがあった。最終的には3、4か月分を納付できなかった。」とも述べているところ、申立期間に係る申立人の標準報酬月額の訂正処理によって生じる保険料の差額は、A社に係る申立人の訂正前の標準報酬月額及び申立期間当時のほかの全被保険者の標準報酬月額に基づき算出された保険料の合計額の4、5か月分に相当することから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を 負っている代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額 処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の 申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認める ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 15 日から同年 9 月 25 日まで 私は、戦中から戦後の昭和 20 年 9 月 24 日まで、A社B支社に勤務していたが、厚生年金保険の記録上、当該事業所に係る被保険者資格喪失日が同年 8 月 15 日となっていることが分かった。

空襲にあった後2週間ほど、救助活動を行い、昭和20年8月24日から同年9月23日までの期間は休暇を取得し帰省していたが、その間もA社B支社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B支社に在籍していた旨述べているが、当該事業所は、「申立人に係る当時の資料は確認できないので、申立人が申立期間において当社に在籍していたことは確認できない。」としている上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が、申立期間において、当該事業所に在籍していたことをうかがわせる回答を得ることができず、申立人が申立期間においても当該事業所に在籍していたことを特定できなかった。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同じ昭和 20 年8月*日に多数の者が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、このうちの複数の者(申立人と同期で入社し、申立人と同じ業務を担当していたとする者を含む。)は、空襲にあった後、救助活動を行っていた期間や自宅で待機していた期間については、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨述べている。

さらに、A社B支社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)及びA社B支社に係る被保険者名簿に記載されている当該事業所に係る申立人の被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月25日から38年3月5日まで

私は、申立期間において、当初はA社B支社に勤務し、途中からはA 社C支社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の 加入記録を照会したところ、申立期間については、既に脱退手当金が支 給されていることになっているとの回答を得た。

しかし、私は脱退手当金を請求も受給もした覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性(申立人を除く。)のうち、申立人が同資格を喪失した昭和38年3月5日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち4人が当該事業所に係る資格喪失日から6か月程度又は6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社C支社に係る被保険 者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月14日に支給決定されており、 事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらな い。 これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月から25年7月まで

年金事務所に対し、A丸に係る船員保険被保険者期間を照会したところ、該当する記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間において、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答から、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、 B市の船舶所有者が所有していたA丸又はC丸に勤務していたことは推認 できる。

しかし、B市の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者資格を最初に取得した者の同資格取得日が昭和25年11月1日であることから、当該船舶所有者が船員保険を適用されたのは同年11月1日であり、申立期間において、当該船舶所有者は船員保険を適用されていなかったことが推認できる。

また、B市の船舶所有者に係る被保険者名簿により、当該船舶所有者が船員保険を適用された時点(昭和25年11月1日)で被保険者資格を取得していることが確認できる者で、事情を聴取することができた5人(申立人が覚えている同僚を含む。)のうちの2人は、それぞれ、「私は、申立人と同時期にA丸に乗船した。乗船した当初、A丸が船員保険の適用を受けていないことが分かり、当時の上司に苦情を言ったことがある。昭和25年11月頃になって、ようやく会社が船員保険に加入してくれた。それ以前には船員保険料が給与から控除されることは無かったと思う。申立人は、A丸が船員保険の適用を受ける前に下船していたかもしれない。」、

「私は、昭和23年10月頃からC丸に乗船したが、当初は船員保険に加入していなかった。乗船後しばらくして、船舶所有者の関係者から船員保険に加入する旨の説明を受けた。申立人はC丸に1年ぐらいしか乗船していなかったので、船員保険の適用を受ける前に下船していたかもしれない。」としている上、C丸に乗船していたとする別の者も同様の回答をしており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、B市の船舶所有者は既に船員保険を適用されておらず、当該船舶所有者は死亡している上、当該船舶所有者が事業主であり、かつ、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であった事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月14日から18年12月1日まで 私は、昭和17年頃、A社B支社に入社し、18年11月まで勤務して いたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに 納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(名簿の事業所名は、C社)によれば、申立人は、昭和17年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月14日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、A社の事業を継承したD社は、「当時の資料が無く、申立人に係る保険料控除については不明。」としている上、申立人が記憶している同僚7人は、既に死亡又は所在不明のため事情を聴取できず、A社B支社に係る被保険者名簿により、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても申立人を覚えていないことから、申立人が申立期間において継続して当該事業所に勤務していたことを特定できず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、A社B支社に係る被保険者名簿を見ても、既に確認されている記録以外に申立人の記録は確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)においても、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月21日から33年3月1日まで 私は、昭和31年7月21日にA社で入社した。入社当初は販売業務 の担当であったが、途中で経理事務に変わり、社名もB社に変わった かもしれないが、36年10月まで継続して勤務していた。

A社において厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、入社後しばらくしてから交付された厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証が昭和 32 年*月の水害により全て流出してしまったことから、水害後に会社から全従業員に対して新しい番号の両被保険者証が交付されたことを覚えている。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、私のA社に係る厚生年金保険の加入記録が無く、昭和33年3月1日からのB社に係る加入記録しかないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の回答により、申立期間当時、A社とB社は一体的に経営を行っていたと考えられる上、当該事業主及びA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、これらの者も、申立人がA社に入社した時期までは覚えておらず、申立人がA社に勤務していた期間を特定することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和31年5月12日より後にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できないほか、A社は、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっている。

また、B社は、昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間のうち、31 年 12 月 1 日から 33 年 3 月 1 日までの期間については、A社及びB社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に事情を聴取しても、「申立人が水害前から勤務していたことは覚えているが、当時の給与台帳等、給与から申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としており、A社又はB社に係る被保険者記録が確認できる者で申立人を覚えている複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から32年6月1日まで 私は、昭和31年4月、A社に入社し、32年5月31日まで勤務して いた。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、私のA社に係る厚生年金保険の加入記録が昭和31年11月までしか確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかの記憶は無いが、途中で会社から厚生年金保険が無くなるという説明を受けた記憶は無い。

申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所記号払出簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)によれば、A社は昭和31年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚4人のうちの2人は、「申立人を覚えていない。」とし、残りの2人は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、辞めた時期までは分からない。」としている上、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が申立期間において勤務していたことを特定することができない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主二人のうちの一人及び社会保険事務を担当していた者も既に死

亡している上、もう一人の当時の事業主に事情を聴取しても、「当時の給与台帳等、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、在籍期間や厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としており、申立人を覚えている複数の者から事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る被保険者名簿に記載されている申立人の当該事業所に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。